

春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第198号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日（祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下<u>同じ。</u>）（次項において「週休日等」という。）において<u>勤務した</u>場合に支給することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給することができる。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日（祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下<u>同じ。</u>）において<u>勤務する</u>場合に支給することができる。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。